

平成20年4月24日

各位

会社名 株式会社 栗本鐵工所
コード番号 5602 (東証・大証第一部)
代表者 代表取締役社長 福井 秀明
問合せ先 執行役員 財務部長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7724

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年4月24日開催の取締役会において「財務報告に係る内部統制」の体制を整備することを明確にするため、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(変更箇所は、下線で示しております。また、コンプライアンス委員会は本日付で、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会と改称いたしました。)

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 当社は、取締役・使用人が法令・定款および企業倫理を順守した行動をとるための行動規範として、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定める。
また、その徹底をはかるために、代表取締役社長を委員長として、取締役、執行役員、労働組合代表、顧問弁護士等により構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会 (以下委員会と称す)を設置し、毎月1回会議を開催する。
- (2) 委員会は、常設の専門部会を置き、取締役・使用人の教育研修、情報セキュリティシステムの構築、リスク管理についての検討を行う。内部監査部門は、委員会事務局と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら、専門部会での活動および内部監査の状況については定期的に委員会および監査役会に報告する。
- (3) 当社は、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、企業倫理ホットラインおよび目安箱制度を設置し、委員会事務局が管理運営を行う。事務局は、提供情報を委員長に報告し、委員長は、必要に応じ、リスク管理委員を任命し、当該行為・事象の有無、リスクの程度等について調査を行わせる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役は、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を整備し、リスク毎の担当部署、不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大防止・改善策などのリスク管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関する重要事項については、事前に社長を議長とする取締役などで構成される特別経営会議等において議論を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、すでに整備している稟議規程、組織規程等に従い、効率的な経営管理体制を構築する。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 当社は、当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署の明確化を図るとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

また、グループ各社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に則り、当社に対し了解・報告を求めるシステムを構築する。

(2) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部署および当該会社の責任者ならびに監査役会に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(3) 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号および第2号)

(1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査役室に置く。

(2) 監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(3) 当該使用人が、監査役からの命令業務遂行中は、当該使用人の人事異動、懲戒につき、監査役会の承認を得る。

7. 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会

または監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役または使用人は、監査役会または監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。

また、これらの報告に関する規程の再整備を行い、これらに加え、重大な法令・定款違反行為などコンプライアンスに関する重要事項が発生した場合等にも報告する。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役会は、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的な会議を行う。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士等専門家に対し、監査業務に関する助言を受けることができる。

以上